

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・ ・ ・ ・	法人名	()	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額		6	円	
	当期 益金 算入 額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	7		
		同上以外の場合による 益金算入額	8		
		計 (7) + (8)	9		
	当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)		10		
貸 借 対 照 表 の 金	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)		11		
	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金		12		
	差 引 (12) - (11)		13		
	貸借対照表の取崩不足額 - ((12) - 前期の(12))		14		
	じた差額の合計額 (5) + (14)		15		
における差額 前期の(13)		16			

別表十二(二) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している
場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、
「第55条の5第1項」又は「第7項」※

②区分番号に、「00192」

③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単
位)
を記載してください※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける
場合は「第55条の5第7項」、それ以外は「第55条の
5第1項」

法 0301-1202